



防衛研究所

The National Institute for Defense Studies

海洋の安全保障—第 3 期海洋基本計画にみる指針・施策とその特徴等  
理論研究部政治・法制研究室 所員 永福 誠也

NIDS コメンタリー

第 81 号 2018 年 8 月 1 日

## はじめに

7 月の第 3 月曜日は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う国民の祝日「海の日」と定められており、今年の「海の日」は 7 月 16 日、来年は 7 月 15 日である。この「海の日」に先立つ本年 5 月 15 日、海洋に関する我が国の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画である（第 3 期）海洋基本計画が閣議決定された。海洋基本計画は、2007 年に制定された「海洋基本法」でその作成がうたわれており、内閣総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部が作成する。同計画は、海洋に関する情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね 5 年ごとに見直しを行い、必要な変更を加えられており<sup>1</sup>、第 1 期計画が 2008 年 3 月に閣議決定された後、2013 年 4 月に第 2 期計画が決定され、本年 5 月に第 3 期計画決定のはこびとなった。

すなわち、第 3 期海洋基本計画は、2013 年 4 月以降の情勢の変化等を踏まえ第 2 期計画から修正されたものであり、その大きな特色は、海洋の安全保障が従来よりも大きくとりあげられていることにある。そこで本稿では、第 3 期海洋基本計画の内容について海洋の安全保障に関するもの、特に防衛省・自衛隊に関係するものを中心に紹介するとともに、その特徴等について解説する。

## 1 第 3 期海洋基本計画の全体構成

第 3 期海洋基本計画は、「はじめに」と「おわりに」を除き大きく 3 部で構成されている。第 1 部は

「海洋政策のあり方」、第 2 部は「海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」、第 3 部は「海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」である。

「はじめに」では、海洋基本法施行からこれまで 10 年間の諸施策の総括と最近の情勢及び現在の我が国の取り組み状況等が示されており、第 1 部ではそれらを踏まえ、今後 10 年を見据えた海洋政策の理念及び方向性並びにそれらを具現化する具体的施策に係る基本方針が示されている。そして、当該基本方針として大きく 2 つが打ち出されており、そのうちの 1 つが海洋の安全保障に関するものである。

第 2 部では、第 1 部で示された基本的な方針に基づき具体的に実施していく各施策が示されている。具体的には、①海洋の安全保障、②海洋の産業利用の促進、③海洋環境の維持・保全、④海洋状況把握（MDA: Maritime Domain Awareness<sup>2</sup>）の能力強化、⑤海洋調査及び科学技術に関する研究開発の推進等、⑥離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の促進、⑦北極政策の推進、⑧国際的な連携の確保及び国際協力の推進、⑨海洋人材の育成と国民の理解の増進といった 9 つが大項目（細部項目は約 370）として示されている。第 2 期計画では、海洋の安全保障は海上交通安全対策や海洋由来の自然災害対策等に関する「海洋の安全の確保」という施策中の細部施策の一つとして「治安の確保」と並列的に取り上げられるにとどまっていたが、上述のとおり第 3 期計画では、実施施策中の独立した項目として、かつ、最初に掲げられている。

第 3 部では、施策推進に必要な事項として、施策進捗状況の点検等計画を着実に推進するための方策、関係者相互の連携、施策に関する情報の積極的な公表などが挙げられている。

## 2 海洋の安全保障等に関する内容

第 3 期海洋基本計画の「はじめに」では、海洋をめぐる安全保障上の情勢変化として、我が国海洋権益への脅威・リスクの増加、シーレーンの安定的な利用に対する脅威・リスクの生起、国際法上の根拠が不明な海洋権益等に関する国際場裡での主張の展開、海洋に由来する自然災害・大規模海難等への対応の必要性などが挙げられている。このうち、我が国の海洋権益への脅威・リスクの増加に関しては、その具体例として外国公船による領海侵入、外国軍艦による領海内の航行等の活動の活発化及び活動範囲の拡大、外国漁船等の違法操業及び漂着・漂流、外国調査船による我が国の同意を得ていない排他的経済水域内での調査活動に加え、北朝鮮による我が国排他的経済水域への弾道ミサイル発射や我が国を飛び越える弾道ミサイル発射などが挙げられている。また、シーレーンの安定的な利用に対する脅威・リスクの具体例としては、海洋における一方的な現状変更の試みやその既成事実化の試み、海賊及び武装強盗、テロ組織その他の国際的犯罪組織による不法行為、地域紛争等に起因する我が国関係船舶等の円滑かつ安全な運航への影響などが挙げられている。また、このような脅威・リスク等への取り組みの状況として、防衛省・自衛隊が我が国周辺海空域の安全保障環境に対応して防衛体制の強化を図っていること、海上保安庁が直面する課題に対応するための海上保安体制の強化を進めていることのほか、海賊対策やシーレーン沿岸国に対する能力構築支援等により海上交通の安全確保と海洋安全保障協力を進めていること、「法の支配」の原理に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化の一環として、インド太平洋地域の海洋秩序を維持・強化することにより、当該地域を国際公共財とすべく「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推進してい

ることが示されている。

このような状況を踏まえ、第 1 部「海洋政策のあり方」では、「我が国の平和及び安全、国民の生命、身体及び財産並びに漁業及び海洋開発等の海洋権益を含め領海等の主権及び主権的権利を断固として守り抜」き、かつ、「(そのためにも、) 法の支配と国際連携・協力に基づく海用秩序の確立を維持・強化」して「新たな海洋国家へと飛躍を図る」べく「総合的かつ計画的な政策展開を図り・・・『海洋立国』の実現を成し遂げる」ことが、今後の 10 年を見据えた海洋政策の理念及び方向性として掲げられている。そして、海洋の安全保障に関しては、我が国周辺をめぐる厳しい安全保障環境を踏まえ、その概念を「幅広く捉えた上で、これまでの取り組みを一層強化する方向で政策を展開する」とともに、直接海洋の安全保障に係わる施策に加え、海洋の安全保障に資する側面を有するものを海洋の安全保障の強化に貢献する基層となる施策と位置づけ、両者を包含して「総合的な海洋の安全保障」とし、政府全体として一体となった取組を進めるとしている。その際に念頭に置くべき方向性として、

- 我が国の領海等における国益の確保、
- 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保、
- (海洋利用の自由の確保のための) 国際的な海洋秩序の強化

の 3 つが挙げられている。なお、海洋の安全保障の強化に貢献する基層となる施策については、海洋の安全保障の強化に直結する「基盤となる施策」と「補強となる施策」に分けられ、前者として、海洋状況把握 (MDA) 体制の確立、国境離島の保全・管理、海洋調査・海洋観測、科学技術・研究開発、人材育成・理解増進が、後者として経済安全保障、海洋環境の保全が挙げられている。

そして、第 2 部「海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」の中の海洋の安全保障に関する施策として、上述の 3 つの方向性のうち「我が国の領海等における国益の確保」に関する施策として、

- 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上、
  - 外交的取組を通じた主権・海洋権益の確保、
  - 同盟国・友好国との連携強化、
  - 情報収集・分析・共有体制の構築、
  - 海上交通における安全の確保、
  - 海洋由来の自然災害への対応
- が挙げられている。

また、「我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保」に関する施策として、

- 我が国の重要なシーレーンにおける取組、
- 情報収集・集約・共有体制の強化、
- 能力構築支援等

が挙げられ、「国際的な海洋秩序の強化」に関する施策として、

- 「法の支配」の貫徹に向けた外交的取組の強化、
- 戦略的な情報発信の強化、
- 政府間の国際連携の強化

が挙げられている。さらに、これら諸施策の細部施策が実施府省名とともに示されている。それら細部施策の中で防衛省が実施府省になっている若しくは含まれているものは、表 1<sup>3</sup>、表 2、表 3 に示すとおりである<sup>4</sup>。

なお、海洋の安全保障に係るもの以外の施策で防衛省が実施府省に含まれているものは、1 で紹介した海洋の安全保障以外の 8 項目中「海洋状況把握（MDA）の能力強化」、「離島の保全等及び排他的経済水域の開発等の推進」、「国際的な連携の確保及び国際協力の推進」、「海洋人材の育成と国民の理解の増進」の 4 項目である。その具体的な施策内容は、表 4 に示すとおりである。

### 3 特徴等

既に述べたように、第 3 期海洋基本計画が従前のものと大きく異なっているのは、第 2 期計画では 12 個の施策項目中の一つである「海洋の安全の確保」の中の細部施策の一つとして治安の確保と並列的に位置づけられているにすぎなかった海洋の安

全保障が、計画全体の主柱と位置づけられていることである。さらに、海洋の安全保障に係る諸施策は、幅広く重層的に計画されている。この点について、兼原敦子総合海洋政策本部参与・上智大学法学部教授は、固有の施策の総合的効果として「総合的な海洋の安全保障」の実現を目指すものであり、海洋の安全保障の概念を広く捉えているのは、それが国際的潮流であり、また第 3 期計画では『海洋の安全保障』を幅広く取り上げるとする 2017 年 4 月の総合海洋政策本部における安倍晋三首相の指示を踏まえたことなどによると説明している<sup>5</sup>。このように、第 3 期計画で海洋の安全保障が大きく取り上げられた背景には、中国軍艦による活動の活発化や活動範囲の拡大<sup>6</sup>、南シナ海における中国の大規模かつ急速な埋立動の強行と当該埋立箇所への軍事施設等の建設などにみられるように南シナ海を含む我が国周辺（海域）をめぐる安全保障環境そのものが厳しいものとなったことに加え、北朝鮮が弾道ミサイルを我が国の排他的経済水域に着弾させた事案にみられるように<sup>7</sup>、我が国海洋権益に対する脅威・リスクが軍事的手段に由来するものにまで広がり、そのような脅威・リスクを予防・排除するにはもはや治安の確保のような観点・レベルまででの対応では困難になってきたこと、さらに、排他的経済水域等の開発の推進などによって我が国の海洋権益が内容的にも地理的にも広がり、これを守っていく上で防衛力、特に海上防衛力の活用が必要かつ重要になってきたことなどが考えられる。「海洋状況把握（MDA）の能力強化」が海洋の安全保障の強化に直結する「基盤となる施策」の一つと位置づけられ、そのための具体的な施策の一つに艦艇等の効率的な運用と着実な増強が含まれているのも<sup>8</sup>、そのような必要性・重要性によるものと解される。

また、第 3 期計画で特に注目すべき点は、我が国海洋政策の主柱として（我が国の平和及び安全等と並べ、かつ、領海等の主権や主権的権利に含めつつも）海洋権益を断固として守り抜くことが最初に掲げられていること、海洋権益に対する脅威・リスク



の一つとして北朝鮮による弾道ミサイル発射のような軍事的手段ないしその行使が挙げられていること、海洋権益を守る手段の一つとして艦艇等のような防衛力の活用も具体的な施策に含められていることなどであろう<sup>9</sup>。すなわち、何を何から守るのか、どのようにして守るのかという海洋政策上の課題に関し、海洋権益を軍事的手段による侵害から守る（必要がある）こと、海洋権益を守るために防衛力も活用することなどが、海洋の安全保障のための諸施策に反映されているのである。ただし、弾道ミサイル発射という軍事的手段による侵害から海洋権益を守る上で、弾道ミサイルの破壊という防衛力による積極的排除措置をとることは、本計画上構想されていない。弾道ミサイル発射への即時対応としての海洋基本計画上の施策は、弾道ミサイル等の発射に関する情報を、日本近海で航行・活動する船舶に迅速に伝達する手段の整備を農林水産省と国土交通省で進めることが計画されているのみである<sup>10</sup>。これは、我が国の現在の弾道ミサイル防衛構想上、武力攻撃にあたらぬ弾道ミサイル発射に対し破壊措置をもって対応する場合の目的は、自衛隊法 82 条の 3 の規定にみられるとおり、我が国領域における人命又は財産に対する被害の防止とされており、排他的経済水域に係る主権的権利のような我が国領域外の海洋権益防護は、その目的に含まれていないことによると解される。実際、弾道ミサイル防衛に係る防護対象や実施兵力の割り当て・配備展開等は、国家安全保障全般に照らし優先順位等を勘案の上相対的に判断すべきものであり、海洋の安全保障の観点のみでは決定し難いと考えられる。また、関係船舶への迅速な情報伝達だけであっても、正確かつ確実に実施することにより、当該船舶の日本近海での航行・活動の萎縮を防ぐことが期待できると思われる。さらに、外交的取組を通じ海洋権益を確保するという観点から、弾道ミサイル発射によって海洋権益が脅かされる事態が発生した場合、外交ルート等を通じた迅速な抗議・申し入れを行うことも海洋の安全保障に係る施策の一つとして計画に反映されている<sup>11</sup>。したがって、第 3 期海洋

基本計画上海洋権益を守るという観点からの弾道ミサイル発射への対応措置に破壊措置が含まれていないことが、施策上の間隙とは必ずしも言えないだろう。いずれにしても、弾道ミサイルを国家安全保障上の脅威・リスクとして捉えるだけではなく、海洋権益に対する脅威・リスクとしても捉えることは海洋政策上重要な視点と考えられるところ、従来の海洋基本計画にはなかった当該視点とこれに係る施策等が明示されている点は、大いに特筆されるべきであろう。

なお、海洋基本計画に「海洋の安全保障」に関する記述があるほか、国家安全保障戦略にも「海洋安全保障」に関する記述がある。両者の明確な定義は示されていないが、公定英訳がともに “maritime security” であることなどから、両者は同一の概念と考えて差し支えないと思われる。（本稿では、以下「海洋の安全保障」という文言で統一する。）そうであるならば、海洋の安全保障は海洋政策の一つであると同時に、国家安全保障の一つでもあると言えよう。そして、国家安全保障戦略の策定趣旨の一つが、海洋等国家安全保障に関連する分野の政策に指針を与えることとされており<sup>12</sup>、かつ、海洋基本計画と国家安全保障戦略は、前者が総合海洋政策本部、後者が国家安全保障会議の所掌ではあるものの、ともに閣議で決定されるものなので、本来的には海洋の安全保障に関する海洋基本計画上の諸施策は、国家安全保障戦略上の指針等と整合されているはずである。しかしながら、現在の国家安全保障戦略では、海洋の安全保障の焦点は主にシーレーンとこれに関係するものに当てられており、海洋基本計画で取り上げられているシーレーン以外の海洋権益を守ることや海洋状況把握（MDA）に防衛力を活用することなどは取り上げられていない。もっとも、現在の国家安全保障戦略の策定期間が今期海洋基本計画よりも以前の 2013 年であること、及び、そもそも同時期に策定された第 2 期海洋基本計画でも海洋の安全保障はそれほど大きくとりあげられていなかったことなどを考えれば、海洋の安全保障に関し完全に整合されていないのは当然かもしれ

ない。他方、国家安全保障戦略は、10 年程度の期間を念頭に置いた定期的な体系的評価と必要な修正が予定されている<sup>13</sup>。したがって、今後の国家安全保障戦略の評価検討作業において、海洋の安全保障に関する海洋基本計画との整合が図られるものと思われる。

## おわりに

海洋政策は、四方を海に囲まれた我が国にとって重要な政策であり、また安全保障は、すべての国家にとってその存立にかかわる重要な課題である。したがって、海洋の安全保障が海洋基本計画に反映され、かつ、今期計画で支柱と位置づけられたのは、ある意味当然なのかもしれない。他方、海洋の安全保障を適切に図っていくには、海洋と安全保障に関連する技術・制度・国際情勢等の進化・変動を踏まえ、いかなる内容の海洋権益を、何から、どのように守っていくべきかを連続的に検討し、施策に反映することが必要であろう。したがって、海洋をめぐる安全保障上の情勢変化を踏まえ、第 3 期海洋基本計画では海洋の安全保障が計画全体の支柱と位置づけられ、かつ「総合的な海洋の安全保障」という構想の下に海洋の安全保障に係る諸施策が幅広く重層的に計画され、そして何よりも、弾道ミサイルのような軍事的手段を海洋権益に対する脅威・リスクの一つとして捉えられ、かつ、海洋権益を守るための施策に（艦艇等の）防衛力の活用が含まれたことは、国際情勢の変動等を踏まえた好個の修正であ

り、『海洋立国』の実現を成し遂げる」上で、その意義は大きいと言えよう。（2018 年 7 月 24 日脱稿）

<sup>1</sup> 海洋基本法第 16 条第 5 項。

<sup>2</sup> 海洋の安全保障、海洋環境保全、海洋産業振興・科学技術の発展等に資する海洋に関連する多様な情報を、取り扱い等に留意しつつ効果的な収集・集約・共有を図り、海洋に関する状況を効率的に把握すること。「海洋基本計画」平成 30 年 5 月 15 日閣議決定、29 頁；「第 3 期海洋基本計画用語解説」内閣府、2018 年 5 月、[www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan03/pdf/plan03\\_glossary.pdf](http://www8.cao.go.jp/ocean/policies/plan/plan03/pdf/plan03_glossary.pdf)。

<sup>3</sup> 「我が国の領海等における国益の確保」に係る施策のうち、「外交的取組を通じた主権・海洋権益の確保」に関するものは、外務省と農林水産省が実施府省となっている。「海洋基本計画」、平成 30 年 5 月 15 日閣議決定、29 頁参照。

<sup>4</sup> 「国際的な海洋秩序の強化」に係る施策のうち、「戦略的な情報の発信」に関するものは、専ら外務省が実施府省となっている。「海洋基本計画」、36 頁参照。

<sup>5</sup> 兼原敦子「第三期海洋基本計画・その意義と課題」『日本海洋政策学会創立 10 周年記念シンポジウム：第 3 期海洋基本計画と今後の日本の海洋政策—基本計画の内容を論じる』日本海洋政策学会、2018 年 6 月 29 日、49 頁。海洋の安全保障の概念を広く捉える国際的潮流を示すものとして次を参照。Douglas Guilfoyle, “Maritime Law Enforcement Operations and Intelligence in an Age of Maritime Security,” *International Law Studies*, Vol. 93, 2017, p. 299; Natalie Klein, “Maritime Security,” Donald R. Rothwell et al., eds., *The Oxford Handbook of the Law of the Sea*, Oxford University Press, 2015, pp. 582-603.

<sup>6</sup> 防衛省『平成 29 年度版 防衛白書』118-119 頁。

<sup>7</sup> 同上、96 頁。

<sup>8</sup> 「海洋基本計画」、56-57 頁。本稿・表 4 参照。

<sup>9</sup> 同上、30 頁。本稿・表 1 参照。

<sup>10</sup> 同上、28 頁。

<sup>11</sup> 同上、29 頁。

<sup>12</sup> 「国家安全保障戦略」平成 25 年 12 月 17 日国家安全保障会議決定・閣議決定、1 頁。

<sup>13</sup> 同上、2 頁。

※表 1～4 は次頁以降

表 1 我が国の領海等における国益の確保に係る諸施策

我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防衛力整備の着実な実施、特に、島嶼部における防衛態勢・体制の充実・強化（<u>防衛省</u>）</li> <li>○ 不審船・工作船対応能力を維持・向上するための情報収集分析体制の強化や不審船対訓練の継続的实施及び防衛省・自衛隊と海上保安庁の連携強化（国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> </ul>
同盟国・友好国との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平素における各種訓練や情報共有、演習等を通じ、幅広い海洋の安全保障の分野における日米間の更なる連携強化に努め、長期的かつ安定的な米軍のプレゼンスを確保するとともに、友好国との連携を強化（外務省、<u>防衛省</u>）</li> </ul>
情報収集・分析・共有体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衛星による情報収集の取り組みや省人化・無人化を考慮した装備品等の研究や導入の推進（内閣官房、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> <li>○ 艦艇、航空機、情報収集衛星等や沿岸設置のレーダー等の効率的な運用と着実な増強、先進光学衛星等の各種衛星及び民間等の小型衛星等の活用、同盟国や友好国等の連携による我が国領海等における海洋監視・情報収集体制の強化（内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> <li>○ 防衛省・自衛隊と海上保安庁間の情報共有体制の充実（国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> <li>○ 重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒の強化（国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> </ul>
海上交通における安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船舶等の位置を把握できる体制の構築及び救助事案への適切な対応のための関係府省間の情報共有体制確立（内閣府、農林水産省、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> </ul>
海洋由来の自然災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模自然災害への適切な対応が可能な体制の整備（内閣府、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> </ul>

「海洋基本計画」から筆者作成。

表 2 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保に係る諸施策

我が国の重要なシーレーンにおける取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動等の国際協力活動への参加やその他の平素の交流を通じたシーレーン沿岸国等との信頼関係・協力関係構築、海上法執行能力構築支援、海上自衛隊の艦艇による寄港や巡視船の派遣、共同訓練等の全省庁横断的な連携推進（外務省、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> <li>○ ソマリア沖・アデン湾での海賊対処行動継続とジブチにある行動拠点の一層の活用方策検討、<u>連合海上部隊（CMF）と連携した情報収集、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ（CGPCS）、第 151 連合任務部隊（CTF151）等の国際的な協力枠組みを通じた関係国との連携強化、ソマリア及びソマリア周辺国の海上保安機関の能力向上等支援（外務省、国土交通省、<u>防衛省</u>）</u></li> <li>○ 海賊対処法の適切な執行の実効的实施、民間武装警備員による所要の乗船警備の推進、諸外国の海上法執行機関等との連携・協力の強化、シーレーン沿岸国の海上法執行機関に対する能力構築支援等（外務省、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> <li>○ シーレーンを航行する我が国関係船舶の安全確保のあり方に関する関係省庁間での検討（外務省、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> </ul>
情報収集・集約・共有体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ シーレーンの情報収集に関する我が国自身の努力に加え、同盟国、友好国等の協力体制を構築し、各国との連携やシーレーン沿岸国の海洋監視情報収集に係る能力向上に資する協力の推進（内閣府、外務省、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> <li>○ 海洋監視情報提供に係る適切な体制の構築（内閣府、外務省、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> </ul>
能力構築支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同盟国・友好国・国際機関とも連携した装備・技術協力を含む海洋における規律強化の取組推進（外務省、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> <li>○ 能力構築支援、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力を始めとしたビエンチャン・ビジョン（日 ASEAN 防衛協力の指針）に沿った ASEAN 全体の能力向上に資する協力の推進（<u>防衛省</u>）</li> <li>○ 関係省庁が行っている支援の現状を適切に共有できる体制の構築（外務省、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> <li>○ 米国、友好国、関係諸国との実務レベルでの連携強化と支援の調整による効果的かつ効率的な支援の継続的追求（外務省、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> </ul>

「海洋基本計画」から筆者作成。

表 3 海洋利用の自由の確保のための国際的な海洋秩序の強化に係る諸施策

『法の支配』の貫徹に向けた外交的取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ G7、拡大 ASEAN 国防相会議（ADMM プラス）といった国際的な枠組みを活用した関係国・機関との連携への積極的な取組（外務省、<u>防衛省</u>）</li> </ul>
政府間の国際連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間においては、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化し、拡散に対する安全保障構想（PSI）を始めとする大量破壊兵器等の拡散防止に係る国際協力への積極的参画（警察庁、外務省、財務省、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> </ul>

「海洋基本計画」から筆者作成。

表 4 海洋の安全保障に係るもの以外で防衛省が実施府省に含まれている諸施策

<p>海洋状況把握（MDA）の能力強化関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 艦艇、航空機、情報収集衛星等や沿岸設置のレーダー等の効率的な運用と着実な増強、JAXA の各種衛星及び民間等の小型衛星等の活用、同盟国や友好国等の連携による情報収集体制の強化を通じた MDA 能力強化（内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> </ul>
<p>情報の集約・共有体制関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係府省間で機動的かつ迅速な情報共有が可能となる有機的な情報体制の構築及び民間機関との連携強化（内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> <li>○ 防衛省・自衛隊と海上保安庁との間の情報共有システムの整備を進め、情報共有体制を充実させること、及び、公表されている情報や学術情報を含めた各種ソースからの海洋関連情報を集約可能な「海洋状況表示システム」の構築（内閣府、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> </ul>
<p>国際連携・国際協力関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種ルートを通じた諸外国、国際機関等が保有する海洋情報の収集（内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、<u>防衛省</u>）</li> <li>○ 我が国自身の努力に加え、MDA に対する同盟国、友好国等の協力体制を構築し、各国との連携やシーレーン沿岸国の海洋状況把握に係る能力向上に資する協力の推進を通じた MDA 体制の強化（内閣府、外務省、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> </ul>
<p>離島の保全等及び排他的経済水域の開発等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣府が中心となり関係省庁間で連携して、衛星画像等により国境離島の海岸線等の状況を継続的に把握することによる国境離島の適切な保全・管理（内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、<u>防衛省</u>）</li> <li>○ 有人国境離島地域が有する領海保全等に関する活動拠点としての機能維持（内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、<u>防衛省</u>）</li> <li>○ 排他的経済水域等の有効な利用等に係る基盤情報を整理するための海洋調査の推進と海洋情報の一元化及び情報の戦略性に配慮した上での海洋情報の公開（内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、<u>防衛省</u>）</li> </ul>
<p>国際的な連携の確保及び国際協力の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海洋に関する国際的枠組みに積極的に参加し、国際社会の連携・協力の下で行われる活動等において主導的役割を担うよう努めること（外務省、国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> </ul>
<p>海洋人材の育成と国民の理解の増進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「海洋立国を支える専門人材の育成と確保」に係る施策の一つである「船員等の育成・確保」に関し、退職海上自衛官等が船員として就業するための環境整備の継続（国土交通省、<u>防衛省</u>）</li> </ul>

「海洋基本計画」から筆者作成。



プロフィール

profile

**理論研究部**

**政治・法制研究室**

**所員 永福 誠也**

専門分野：国際法（海洋法、武力紛争法、  
国際刑事法）、刑法

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。

NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。

ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111（内線 29171）

F A X：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>